

学習院大学史学会会則・細則

第一章 総則

- 第一条 本会の名称は学習院大学史学会と称する。
- 2 本会の事務所は、東京都豊島区目白1―5―1 学習院大学文学部史学科研究室内に置く。
- 第二条 本会は歴史学の研究ならびに会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第三条 本会は学習院大学文学部史学科に關係する教職員、旧教職員、卒業生及び全在生をもつて構成する。
- 2 右のほかに入会を希望する者は、本会普通会員一名以上の推薦を伴う入会申請書を審査委員会に提出し、審査委員会の承認を得たうえで準会員となることができる。

第二章 会員及びその権利

- 第四条 本会は第一章第三条第一項、第一章第三条第二項よりなる普通会員、及び準会員を置く。
- 2 削除
- 第五条 普通会員は会誌、会報の配布を受け事業に参加する権利、及び総会に於ける議決権を有する。
- 2 準会員は会報の配布を受け事業に参加する権利を有する。ただし総会に於ける議決権は有さない。
- 3 削除
- 第六条 本会の名誉を著しく傷つけ、あるいは多大の損害を与えた場合、細則に定める手続きにしたがい本会会員資格を停止する。

第三章 総会及び事業

- 第七條 本会の総会は年一回これを行う。
- 2 総会の開催は会長の招集による。
- 3 総会は前年度の会計報告、学会事業の経過報告、その年度の事業方針、予算ならびに重要事項の議決を行う。
- 4 総会には出席者、及び議決事項含む委任状の数が普通会員数の五分の一以上に達した場合に成立し、議決には普通会員出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 5 臨時総会は次の場合に開催する。
- 一 委員会の要請により会長が必要と認めた場合
- 二 普通会员の五分の一以上の要請がある場合
- 第八條 本会は第一章第二条の目的を達成するために大会、例会、研究部会、会誌発行、会報発行、懇親、その他の事業を行う。
- 2 会誌の発行は委員を一名以上含む編集委員会を別に設けてその任に当たらせる。
- 3 大会運営は委員一名以上を含む実行委員会を設けてその任に当たらせる。

第四章 役員

- 第九條 本会運営のため左の役員を置く。
- 一 会長 一名
- 二 委員 若干名
- 三 会計監査委員 二名
- 第十條 会長は本会を代表する。
- 2 会長は学習院大学文学部史学科主任教授がこれに当たる。
- 第十一條 委員は委員会を組織し本会運営の通常業務に従う。
- 2 委員は各学年、大学院、教職員の中から選出され、総会に於いて委嘱される。ただし、卒業生のうち総会に於いて委員を委嘱することができる。
- 3 会計監査委員は総会に於いて任命される。
- 4 委員の任期は一カ年とし、重任はさまたげない。

第五章 会費及び会計

第十二条 本会運営のために会員は所定の会費を納めなければならない。

第十三条 本会の会計年度は四月より翌年三月までとする。

第十四条 本会の会計に関する責任は委員会であり、委員会は毎年総会に会計報告をしななければならない。

第十五条 会計報告を総会に於いて行うに当たっては、あらかじめ会計監査報告を受けなければならない。

第六章 細則

第十六条 会員の権利、事業、役員、会計の運営に関する事項は細則に定める。

2 細則の変更は会則に準ずる。

第七章 会則の変更

第十七条 この会則を変更するときは総会に於ける三分の一以上の賛成を必要とする。

〈附則〉

この会則は一九六三年十一月十六日から施行する。

一九六九年五月十日に一部改正

一九七三年五月二十日に一部改正

一九七九年十一月十日に一部改正

一九八四年五月十二日に一部改正

一九八九年五月十四日に一部改正

一九九一年六月十五日に一部改正

一九九五年六月三日に一部改正

一九九九年六月七日に細則一部改正

- 二〇〇三年五月三十一日に一部改正
- 二〇〇四年六月五日に一部改正・細則一部改正
- 二〇〇五年六月四日に細則一部改正
- 二〇〇六年六月十七日に会則・細則一部改正・廃止・追加
- 二〇〇七年六月十六日に細則一部改正
- 二〇〇八年六月七日に会則・細則一部改正
- 二〇〇九年六月六日に細則一部改正
- 二〇一三年六月八日に細則一部改正
- 二〇一七年六月十七日に細則一部改正

学習院大学史学会細則

- 第一項 本会員資格の停止は委員会で議決したのち総会に於いて議決される。
- 第二項 例会は、研究発表、及び講演等を内容としこれを行うものとする。
- 第三項 研究部会は会員の有志をもって随時これを組織する。
- 第四項 研究部会は委員会に登録し(以後登録研究会と称す)、本会の後援を受けることができる。
- 第五項 登録研究会では各年度の活動方針、報告を行う義務を有する。
- 第六項 会誌は年一回以上発行し、学術論文を主とする。
- 第七項 会報は、本会の事業方針に関するもの、及び本会に登録した研究部会の活動方針に関するもの、並びに会員への連絡等を内容としこれを発行するものとする。
- 第八項 新入会員歓迎会は委員会が主催する事業とする。
- 第九項 有志の主催する事業を委員会が後援することができる。
- 第十項 委員の任務分担は以下の如く定める。
 - (ア)委員長―委員会を代表する。必要に応じて委員長を補佐する副委員長を置くことができる。
 - (イ)会 務―本会の会計事務を取扱う。備品管理及び史学会全般の事務を行う。本会の活動を記録する。

(ウ)大 会―大会の企画、運営を行い、大会実行委員を兼ねる。

(エ)例 会―例会の企画、運営、研究部会との連絡を行う。会員相互の親睦を深めるための企画、運営を行う。

(オ)会 誌―会誌編集に関する事務を行い、会誌編集委員を兼ねる。

(カ)会 報―会報の編集及び委員会の通信事務を行う。

右のほかに随時専門委員会を置くことができる。

第十一項 委員会の構成は原則として以下の如く定める。

教員―二名 研究室―一名 学部学生―基礎演習各組若干名

同四年―若干名 学部学生二・三年及び大学院―各演習若干名

第十二項 会費は普通会員会費、準会員会費の二種とする。

第十三項 普通会員会費は年額二千五百円とする。準会員会費は年額千円とする。

第十四項 会費納入期限は毎年五月一日から八月末日までとする。

第十五項 退会した旧終身会員に対しては、大会・懇親の通知を送付する。旧終身会員は大会・懇親に参加する権利を有する。

第十六項 旧終身会員とは、一九九五年六月三日まで史学会に終身会員として在籍していた者とする。

第十七項 四年間会費未納の場合、退会の意思が表明されたものとみなす。その際、再入会は妨げない。

第十八項 会則第一章第三条第二項に定める入会申請書は本会指定の用紙とする。

第十九項 会則第一章第三条第二項に定める審査委員会は、本会会長、教職員委員、及び細則第十項に定める各任務分担の代表によって組織される。